



茨城県報

第 2404 号

平成24年7月23日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 民生委員協議会を組織する区域の一部改正（福祉指導課）…………… 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（4件）（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 3
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 4

公 告

- クリーニング師の研修の指定（生活衛生課）…………… 4
- 入札公告（2件）（つくば地域振興課）…………… 5

告 示

茨城県告示第841号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

表中

| | |
|----------------|--|
| 水戸市東部地区民生委員協議会 | 本町1, 2, 3丁目, 浜田1, 2丁目, 浜田町, 瓦屋町, 宮内町, 吉田町, 紺屋町, 藤柄町, 元台町, 朝日町, 柳町1, 2丁目, 白梅3, 4丁目, 城南2, 3丁目, 渋井町, 元吉田町の一部, 酒門町の一部, 城東1, 2, 3, 4, 5丁目, 東台1, 2丁目, 東桜川, 若宮1, 2丁目, 若宮町, 柵町2丁目の一部, 3丁目, 吉沼町, 西大野, 東大野, 坏大野, 中大野 |
| 水戸市南部地区民生委員協議会 | 元吉田町の一部, 吉沢町, 米沢町の一部, 東野町の一部, 住吉町, 酒門町の一部, 谷田町, 元石川町 |

を

| | |
|--------------------|--|
| 水戸市東部地区民生 委員協議会 | 本町 1, 2, 3 丁目, 浜田 1, 2 丁目, 浜田町, 瓦屋町, 宮内町, 吉田町, 紺屋町, 藤柄町, 元台町, 朝日町, 柳町 1, 2 丁目, 白梅 3, 4 丁目, 城南 2, 3 丁目, 渋井 町, 元吉田町の一部, 酒門町の一部, 城東 1, 2, 3, 4, 5 丁目, 東台 1, 2 丁 目, 東桜川, 若宮 1, 2 丁目, 若宮町, 柵町 2 丁目の一部, 3 丁目, 吉沼町, 西大野, 東大野, 坏大野, 中大野, 谷田町 |
| 水戸市南部地区民生 委員協議会 | 元吉田町の一部, 吉沢町, 米沢町の一部, 東野町の一部, 住吉町, 酒門町の一部, 元 石川町 |

改める。

茨城県告示第842号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | サービスの種類 | 変更の内容 | | | |
|------------|---------|----------------|---------|--------------------------------|---------------------------------|----------------|
| | | | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 0810100883 | セントケア水戸 | 居宅介護 重度訪問介護 | 事業所の所在地 | 水戸市千波町66 -2 グリーン ヒル石川203 | 水戸市城南3- 16-16アシスト 城南ビル202 | 平成24年 4月21日 |

茨城県告示第843号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | サービスの種類 | 変更の内容 | | | |
|------------|---------|------------------------|------------------|--------------------|---------------------|----------------|
| | | | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 0811400092 | はっぴい・べる | 就労移行支援 就労継続支援B 型 | 事業所の所在地及び事務所の所在地 | 高萩市春日町2 丁目2番地の1 | 高萩市大字下手 網1480番地7 | 平成24年 4月17日 |

茨城県告示第844号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | サービスの種類 | 変更の内容 | | | |
|------------|-----------------|--------------------------|--------|---------------|----------------|---------------|
| | | | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 0822200127 | 鹿島の里 | 共同生活介護 共同生活援助 | 申請者の名称 | 財団法人 鹿島 病院 | 公益財団法人鹿 島病院 | 平成24年 4月1日 |
| 0832200133 | 鹿島の里相談支 援事業所 | 相談支援 地域移行支援 地域定着支援 | | | | |

茨城県告示第845号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | サービスの種類 | 変更の内容 | | | |
|------------|-------------------|------------------------|-------------|--------------------|--------------------------|----------------|
| | | | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 0812900306 | ミナト介護サー ビス はさき | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 | 事業所の所 在地 | 茨城県神栖市土 合西1-8-4 | 茨城県神栖市土 合南2丁目1- 21 | 平成23年 10月1日 |

茨城県告示第846号

大規模小売店舗舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1週間縦覧に供する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームジョイ本田石下店 A館
常総市古間木1850番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成24年5月24日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前）代表取締役 本 田 誠

（変更後）代表取締役 堀 米 孝 造

(3) 届出年月日

平成24年5月11日

2 市町村の意見

意見なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年7月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 河内竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市立野4934番3から
龍ヶ崎市立野4337番13まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月24日

茨城県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年7月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 牛久市田宮町字班離315番2地先から
牛久市田宮町字上宿35番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月25日

公 告

●クリーニング師の研修の指定

クリーニング師の研修について、次のとおりクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により指定する。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 主催者名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
財団法人茨城県生活衛生営業指導センター
茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎
- 3 開催年月日及び場所等

第 1 型クリーニング師研修

| 開催年月日 | 会場名 | 所在地 | 予定人員 (人) |
|------------------|---------------|--------------|----------|
| 平成24年11月 4 日 (日) | 茨城県職業人材育成センター | 水戸市水府町864- 4 | 150 |
| 平成24年11月11日 (日) | 茨城県県西生涯学習センター | 筑西市野殿1371 | 80 |
| 平成24年11月25日 (日) | 土浦市国民宿舎水郷 | 土浦市大岩田255 | 150 |

4 受講科目

- (1) 衛生法規及び公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取, 保管及び引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維及び繊維製品
- (5) レポート

5 受講料

5,000円

●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成24年 7 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件 (土地)

| 土地の所在及び地番 | 種別 | 地目 | 面積 |
|---|----|----|-----------|
| 葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内 D41街区②, ⑦, ⑧及び⑨画地, D42街区③, ⑦及び⑧画地並 びに D49街区①画地 | 土地 | 宅地 | 3,592.31㎡ |

*対象物件は, 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第98条第 1 項の規定に基づき指定された仮換地である。

*用途地域は, 第一種低層住居専用地域 (建ぺい率40パーセント, 容積率80パーセント) である。

2 予定価格 (最低売却価格)

259,005,000円

3 土地の用途

戸建住宅の敷地の用途に供すること。

4 入札参加者の資格

- (1) 入札に参加できる者は, 次に掲げるすべての要件を備える者とする。

ア 戸建住宅 (以下「住宅」という。) 建設して当該住宅と共に土地を譲渡する事業又は自らを請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を譲渡する事業 (以下「分譲事業」という。) を営む者であって, 土地の引渡しの日から 5 年以内に, 「葛城地区住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「IV 設計指針」 (以下「設計指針」という。) 及び各種法令等に適合した住宅の建設及び分譲を行うことができる者であること。

イ 宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第 3 条第 1 項に規定する免許を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約の締結後、茨城県の指定する日までに、土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、全ての構成員が(1)の要件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課
茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所
茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

(2) 入札説明書の配布期間

平成24年7月23日（月）から8月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（8月6日は午後4時まで）。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成24年8月3日（金）及び6日（月）

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所
茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

6 入札の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 平成24年8月7日（火） 午前11時 | 水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階入札室1 |

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。
なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払い

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~

### ●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成24年7月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 売払物件(土地)

| 土地の所在及び地番                         | 種別 | 地目 | 面積        |
|-----------------------------------|----|----|-----------|
| 葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区区内<br>A46街区②画地 | 土地 | 宅地 | 5,047.86㎡ |

\*対象物件は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定に基づき指定された仮換地である。

\*用途地域は、準工業地域(建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント)である。

## 2 予定価格(最低売却価格)

470,460,000円

## 3 土地の用途

商業・業務施設の敷地の用途に供すること。

## 4 入札参加者の資格

- (1) 入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 商業・業務施設(以下「施設」という。)の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に、「葛城地区商業・業務用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した施設の建設及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、全ての構成員が(1)の要件を備えていること。

## 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

### (1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

### (2) 入札説明書の配布期間

平成24年7月23日（月）から8月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（8月6日は午後4時まで）。

### (3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成24年8月3日（金）及び6日（月）

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

## 6 入札の日時及び場所

| 日 時                   | 場 所                            |
|-----------------------|--------------------------------|
| 平成24年8月9日（木）<br>午前11時 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁舎 行政棟1階入札室1 |



7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。  
なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)